

下水道法・八王子市下水道条例に基づく

工場・事業場排水の手引き



八王子市水循環部水再生施設課



下水道に対する事業場排水の影響

下水道にそのまま排除すると管きよを腐食させたり、詰まらせたりすることや、処理場の処理能力を低下させることがあります。このような影響は、次の３つに大別されます。

1. 下水道施設を破損し、その機能を低下させる。
2. 処理場の機能を低下させ、または処理不能にし、放流水質を悪化させる。
3. 重金属類を含むものは処理場で汚泥に蓄積され、その処理、処分先の制限を受ける。

以上のことは、すべて下水道の維持管理を妨げ、良好な放流水質の保持を困難にすると同時に、処理費用の増大をきたし、他の下水道使用者に不当な負担をかけることになります。

特定施設とは

排水の水質の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設です。次の２種類が下水道法における特定施設です。（下水道法第１１条の２）

水質汚濁防止法に規定する特定施設

人の健康を害するおそれのあるもの、または生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められています。（p.16～p.24）

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

ダイオキシン類を含む汚水または廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められています。（p.25～p.26）

特定事業場とは

特定施設を設置する工場または事業場をいいます。

下水道法において特定事業場と非特定事業場（特定施設を設置していない工場または事業場）では、事務手続き、規制、罰則などに大きな違いがあります。

特定事業場（業種）の例として、麺類製造業、豆腐・煮豆製造業、紡績または繊維製品および加工業、生コンクリート製造業、酸またはアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設、洗濯業、写真現像業、自動式車両洗浄施設等があります。これら以外にも、１５ページ以降の特定施設を有する工場または事業場は、全て特定事業場になります。

公共下水道へ

流してはいけない下水があります。

— 規制を受ける主な項目と下水道に対する影響 —

公共下水道へは何でも流せるものではありません。例えば、強い酸性の水を流すと下水道管を腐食します。そのため、このようなものを流すことは規制されています。(下水道排除基準 p.3) 規制を受ける項目と、それが公共下水道に与える影響については、以下のとおりです。

規制を受ける項目	下水道に与える影響
温度	下水管内の作業を妨げます。
水素イオン濃度 (pH)	下水管を腐食します。 他の排水と混合すると有害ガスが発生します。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	高濃度になると、生物処理の機能を低下させます。
浮遊物質 (SS)	下水管内の清掃回数を増加させます。 下水管をつまらせます。
よう素消費量	硫化水素ガスを発生させ、下水管内の作業を危険にします。 下水道施設を腐食させます。
ノルマルヘキサン抽出物質	下水管をつまらせます。火災の危険もあります。
窒素・リン	高濃度になると、生物処理の機能が低下します。
シアン化合物	シアン化水素ガスを発生させ、下水管内の作業を危険にします。 生物処理の機能を低下させます。
鉛、カドミウム、ヒ素、六価クロム、 有機リン、総水銀、アルキル水銀、銅、 亜鉛、総クロム、溶解性鉄、溶解性マンガン、 ポリ塩化ビフェニル、セレン、 ほう素	生物処理の機能を低下させます。 水再生センターで発生した汚泥の処理、処分を困難にします。
トリクロロフルン、テトラクロロフルン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロフルン、シス-1,2-ジクロロフルン、 1,1,1-トリクロロフルン、1,1,2-トリクロロフルン、 1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チオベンザル、 ホルム、メタノール、ふっ素、1,4-ジクロロベンゼン	下水管内の作業を危険にします。生物処理の機能を低下させます。
フェノール類	生物処理の機能を低下させます。

(注) 水再生センターでは微生物の働きを利用して下水を処理しています。

下水道排除基準

1. ダイオキシン類以外

平成 27 年 10 月 21 日現在

		特定施設の設置者			特定施設を設置していない者	
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
有害物質	カドミウム	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下		0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	シアン	1mg/L 以下	1mg/L 以下		1mg/L 以下	1mg/L 以下
	有機燐	1mg/L 以下	1mg/L 以下		1mg/L 以下	1mg/L 以下
	鉛	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	六価クロム	0.5mg/L 以下	0.5mg/L 以下		0.5mg/L 以下	0.5mg/L 以下
	砒素	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	総水銀	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下		0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと		検出されないこと	検出されないこと
	ホリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下		0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
	トリクロロフェン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	テトラクロロフェン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下		0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下
	四塩化炭素	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下		0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下
	1,1-ジクロロエレン	1mg/L 以下	1mg/L 以下		1mg/L 以下	1mg/L 以下
	ス-1,2-ジクロロエレン	0.4mg/L 以下	0.4mg/L 以下		0.4mg/L 以下	0.4mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	3mg/L 以下		3mg/L 以下	3mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下		0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	チウラム	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下		0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下
	シマジン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下		0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下		0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下
	ベンゼン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	セレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	ほう素	10mg/L 以下	10mg/L 以下		10mg/L 以下	10mg/L 以下
	ふっ素	8mg/L 以下	8mg/L 以下		8mg/L 以下	8mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	0.5mg/L 以下		0.5mg/L 以下	0.5mg/L 以下
環境項目等	総クロム	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下
	銅	3mg/L 以下	3mg/L 以下	3mg/L 以下	3mg/L 以下	3mg/L 以下
	亜鉛	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下
	フェノール類	5mg/L 以下	5mg/L 以下	—	5mg/L 以下	—
	鉄（溶解性）	10mg/L 以下	10mg/L 以下	—	10mg/L 以下	—
	マンガン（溶解性）	10mg/L 以下	10mg/L 以下	—	10mg/L 以下	—
	生物化学的酸素要求量（BOD）	600mg/L 未満 （300mg/L 未満）	—		600mg/L 未満 （300mg/L 未満）	—
	浮遊物質（SS）	600mg/L 未満 （300mg/L 未満）	—		600mg/L 未満 （300mg/L 未満）	—
	ノルマルヘキサン抽出物質	5mg/L 以下	—		5mg/L 以下	—
	動植物油	30mg/L 以下	—		30mg/L 以下	—
	窒素	120mg/L 未満	—		120mg/L 未満	—
	燐	16mg/L 未満	—		16mg/L 未満	—
	水素イオン濃度（pH）	5 を超え 9 未満 （5.7 を超え 8.7 未満）	5 を超え 9 未満 （5.7 を超え 8.7 未満）		5 を超え 9 未満 （5.7 を超え 8.7 未満）	5 を超え 9 未満 （5.7 を超え 8.7 未満）
	温度	45 未満 （40 未満）	45 未満 （40 未満）		45 未満 （40 未満）	45 未満 （40 未満）
	요소消費量	220mg/L 未満	220mg/L 未満		220mg/L 未満	220mg/L 未満

[備考]

- ・ BOD、SS、pH、温度に係る（ ）内の数値は製造業またはガス供給業に適用します。
- ・ 内のうち、50m³/日未満の特定施設の設置者に係る総和の基準は、工場を設置している者、または平成 13 年 4 月 1 日以降に 指定作業場を設置した者等に適用する基準です。
- ・ 内のうち、50m³/日未満の特定施設の設置者に係る銅・亜鉛・フェノール類・鉄・マンガンの基準は、昭和 47 年 4 月 2 日以降に工場を設置した者、または平成 13 年 4 月 1 日以降に 指定作業場を設置した者に等適用する基準です。

工場とは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」第 2 条第 7 号に規定するもの、指定作業場とは同条第 8 号に規定するものです。

2. ダイオキシン類

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者
排除基準値	10pg-TEQ/L 以下

— 下水道排除基準値を超えると —

-  ...を超える水を流した工場・事業場は処罰されることがあります。（下水道法第 46 条の 2）
また、この基準を超える水を流すおそれのある工場・事業場に対しては、特定施設の改善を命令したり、特定施設を使うことやさらに公共下水道へ水を流すことをやめるように命令することもあります。（下水道法第 37 条の 2、第 38 条第 1 項第 1 号）
-  ...を超える水を流した工場・事業場には、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道へ水を流すことを一時停止するように命令されることがあります。（下水道法第 38 条第 1 項第 1 号）
-  ...を超える水を流した工場・事業場には上記に記載された両方の条項が適用されます

— 排水基準を超えないようにするには —

工場・事業場から排除される水を基準値内にするには、まず次のことについて検討してみてください。

- [1] 製造方法、工程等を工夫する。
- [2] 薬品、原材料の使用方法を工夫する。また、これらの使用量を節約する。
- [3] 廃液を回収し、処理業者へ処理を委託する。

これらの方法によっても排除基準値に適合できない場合には、除害施設等を設置して処理する必要があります。

一定の工場、事業場の設置者は、次の届出が必要です。

— 特定施設に関する届出 —

届出の種類	届出が必要な場合	届出の期限	怠った場合の罰則規定
特定施設設置届	工場または事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者が、当該工場または事業場に特定施設を設置しようとするとき。 (下水道法第12条の3第1項)	設置しようとする日の60日前まで。	下水道法第47条の2 (3ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金)
特定施設の構造等変更届	特定施設の構造、使用の方法、汚水処理の方法、下水の量および水質を変更しようとするとき。 (下水道法第12条の4)	構造変更をしようとする日の60日前まで。	
特定施設使用届	法令により新たに特定施設に指定された際に、その施設を設置している者(工事中を含む)で当該施設に係る工場または事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するもの。 (下水道法第12条の3第2項)	特定施設となった日から30日以内。	下水道法第49条 (20万円以下の罰金)
	すでに特定施設を設置している工場または事業場が公共下水道を使用することとなったとき。 (下水道法第12条の3第3項)	使用することとなった日から30日以内。	
氏名変更等届	特定施設の設置等の届出をした者が、氏名、工場もしくは事業場の名称または所在地を変更したとき。(下水道法第12条の7)	変更した日から30日以内。	下水道法第51条 (10万円以下の過料)
特定施設使用廃止届	特定施設の使用を廃止したとき。 (下水道法第12条の7)	廃止した日から30日以内。	
承継届	特定施設の設置等の届出をした者の地位を相続、合併等により、承継したとき。 (下水道法第12条の8第3項)	承継があった日から30日以内。	
工事等完了届	特定施設の設置または構造等の変更の届出をした場合、当該届出に係る工事等が完了したとき。	完了した日から5日以内。	

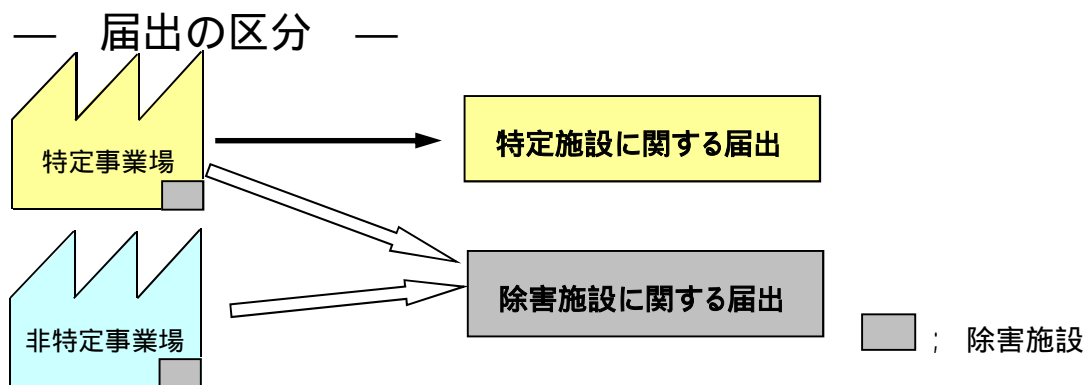
— 除害施設に関する届出 —

届出の種類	届出が必要な場合	届出の期限	怠った場合の罰則規定
除害施設新設等 計画届出書	除害施設を新設、増設、改築または除害施設の使用 方法の変更をしようとするとき。(八王子市下水道条 例第 8 条第 2 項)	新設等または使用方法の変更をしよう とする日の 60 日前まで。	八王子市下水道条例第 33 条 (5 万円以下の過料)
氏名等変更届	除害施設新設等計画届出をした者が、氏名、工場も しくは事業場の名称、所在地または概要を変更した とき。(八王子市下水道条例第 8 条第 3 項)	変更した日から 30 日以内。	
除害施設使用廃止 届	除害施設の使用を廃止したとき。(八王子市下水道条 例第 8 条第 3 項)	廃止した日から 30 日以内。	
承継届	除害施設新設等計画届出をした者の地位を相続、合 併等により、承継したとき。(八王子市下水道条例第 8 条の 3 第 2 項)	承継があった日から 30 日以内。	
工事等完了届	除害施設新設等計画届出をした場合、当該届出に係 る工事等が完了したとき。(八王子市下水道条例第 9 条第 1 項)	完了した日から 5 日以内。	

印の届出は、届出受理後 60 日を経過した後でなければ着工できません。(下水道法第 12 条の 6、八王子市下水道条例第 8 条の 2 第 3 項)

— その他の届出 —

届出の種類	届出が必要な場合	届出の期限	怠った場合の罰則規定
水質管理責任者 選任等届	水質管理責任者を選任または変更したとき。 (八王子市下水道条例第 10 条の 13 第 1 項)	選任または変更した日より速やかに。	



除害施設とは、下水道の施設の機能を妨げる、または損傷するおそれのある下水の障害を除去するために必要な施設。

前記表内の各種届出は、八王子市役所ホームページよりダウンロードすることができ（<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/002/002/003/p006795.html>）、全て正副2部の提出が必要です。

なお、特定施設設置届・使用届・構造等変更届と除害施設新設等計届出書には、『届出の概要』『届出別紙』を添付する必要があります。

水質管理責任者が 必要な場合があります。

— 水質管理責任者を選任すべき場合 —

- 特定施設を設置して公共下水道を使用するとき
（ただし、排除を制限される水質の下水を排除する恐れのない場合は免除されます。）
- 除害施設を設け、または必要な措置（回収等）をしているとき

— 水質管理責任者とは —

下水排除基準に適合しない下水を排除するおそれのある工場、事業場において下水を排除基準内にして排除するために必要な仕事をする者をいいます。（八王子市下水道条例第10条の13第1項）また、資格要件は法令により定められています。（八王子市下水道条例施行規則第14条）

水質管理責任者に求められる仕事

- [1] 汚水の発生施設・汚水の処理施設および除害施設を管理します。
- [2] 排除する下水の水質を測定し、決められた記録をおこないます。
- [3] 汚水の発生施設等での事故および緊急時の措置を講じます。
- [4] 市担当部署による指導の窓口となります。

この他にも守らなければならないことがあります。

1. 水質の測定とその記録(下水道法第 12 条の 12)

公共下水道へどのような下水が排除されているかを知るために、下水を排除している特定施設の設置者は、その下水の水質を測定してください。

測定のための試料は、水質が最も悪いと推定される時刻に水深の中層部から採取してください。測定結果は 5 年間保存し、測定回数は次の通りです。(下水道法施行規則第 15 条)

測定項目	測定回数
pH ・ 温度	1 日に 1 回以上
BOD	14 日に 1 回以上
ダイオキシン類	1 年に 1 回以上
その他の項目	7 日に 1 回以上

2. 報告の義務(下水道法第 39 条の 2)

特定施設の設置者や一定の基準に適合しない下水を排除するものは、市担当部署より求められた時には、次の事柄について報告してください。

[1] 下水を排除する事業場等の状況

[2] 除害施設等

[3] 排除する下水の水質

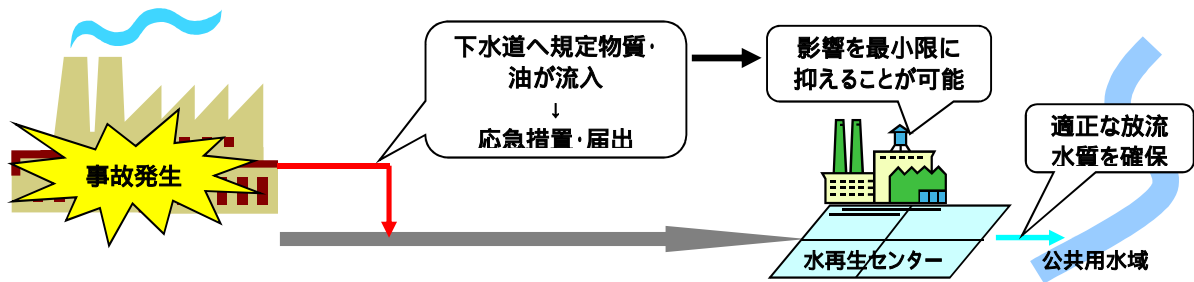
3. 立入り検査に応じる義務(下水道法第 13 条)

公共下水道の働きおよび構造を保全し、また公共下水道からの放流水の水質を基準に合わせるために、排水区域内の他人の土地または建築物に立入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件について、いつでも検査することができることになっています。市の立入検査にご協力ください。

水質事故時の対応について

平成 17 年の下水道法改正により、特定事業場における事故時の措置が義務付けられ、速やかに事故の状況、措置の概要を市に届け出なければなりません。（下水道法第 12 条の 9 第 1 項）

適切な応急措置が講じられていない場合、市から命ずることができ（下水道法第 12 条の 9 第 2 項） 命令に違反した者は 6 月以下の懲役または 5 0 万円以下の罰金に処せられます。（下水道法第 46 条の 2 第 1 項）



— 措置が必要な事故とは —

自然災害等の発生原因を問わず、特定事業場内において火災の発生、停電等による除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、規定物質（措置対象物質）または油を含む下水が公共下水道に流入するような事態が発生したときです。措置対象物質、油は、以下の表の通りです。

表 事故時の措置対象物質と油

措置対象物質名（水質汚濁防止法施行令第 2 条第 1 号～28 号とダイオキシン類）		
カドミウム	シアン	有機リン
鉛	六価クロム	砒素
総水銀	アルキル水銀	ポリ塩化ビフェニル
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン
1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
ほう素	ふっ素	アンモニア・硝酸・亜硝酸
塩化ビニルモノマー	1,4-ジオキサン	ダイオキシン類
油（水質汚濁防止法第 3 条の 3 各号）		
原油	重油	潤滑油
軽油	灯油	揮発油
動植物油		

— 水質事故が発生したら —

事故により施設から、措置対象物質、油が流出した場合、次の点に留意する必要があります。

自らの身の安全の確保

施設・作業の停止等による被害拡大防止

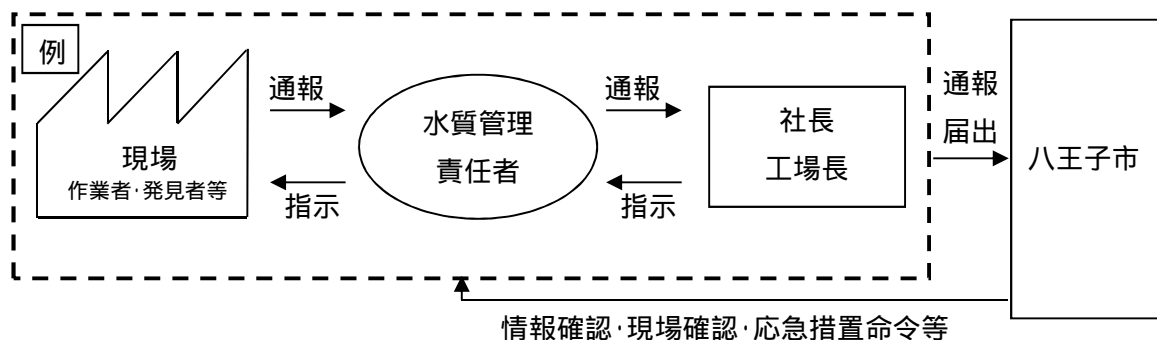
（停止することにより、被害が拡大する場合は除く）

関係者や事故の影響が及ぶ恐れがある人たちへの通報・連絡

公共下水道に流入する（またはおそれがある）事故が発生した場合は、応急措置を講じ、市にその状況を速やかに通報してください。

速やかに事故対応をするためにも、MSDS（化学物質等安全データシート）による取り扱い物質の性状確認・連絡体制の整備・対応マニュアルの作成（事業場内で、あらかじめ事故時の応急措置方法を定めておく）・防災訓練の実施等、日頃から水質事故に対して備えておく必要があります。

— 事故発生時の通報・指示連絡の流れ —



八王子市へは、できるだけ早く通報してください。

FAX の場合には次頁『水質事故時通信票』を送信後、確認のための電話連絡をお願いします。電話連絡の場合は、『水質事故時通信票』に記載されている項目について、報告してください。

全てが把握できていない時点でも、逐次通報してください。

また、事故の対応措置が済み次第、市に『事故届出書』『事故再発防止措置計画届出書』等（12～14 ページ参照）を届け出る必要があります。

水 質 事 故 時 通 信 票

宛先；八王子市水循環部水再生施設課

TEL 042-642-1500 FAX 042-644-2411

発信日時	年 月 日 時 分			第 報
発信者	所属			
	氏名		TEL	FAX
			携帯番号	
事故概要	発生（発見）日時	年 月 日 時 分		
	事業場名			
	事業場所在地	八王子市		
	[事故の状況] 有害物質等が流出した施設			
	公共下水道に流入した物質とその推定流入量（施設からの流出量）、事故発生箇所の図			
通報先の 確認	警察署・消防署・保健所・ その他（ ）			
応急措置 内容	応急措置の内容 報告時点での有害物質・油の状況（公共下水道への流入状況等）			
備考				

事故届出書

年 月 日

八王子市長 殿

届出者

住所

電話

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者

氏名

下水道法第 12 条の 9 の規定により、事故の状況及び講じた措置について、次の通り届け出ます。

特定事業場の名称				
特定事業場の所在地				
特定事業場担当者		氏名		
		部署		
		電話		FAX
事故状況	事故発生日時			
	事故発生施設名			
	事故発生場所			
	事故発生原因	自然災害・施設老朽化・操作ミス その他（ ）		
	事故の概要			
	下水道施設に流入した有害物質と流入量（推定）	物質名	流入量	濃度
			L	mg/L
			L	mg/L
		L	mg/L	
講じた措置（応急措置）の内容				
備考欄				

下水道への流入経路等必要に応じて図面等を添付すること

事故再発防止措置計画届出書

年 月 日

八王子市長 殿

届出者

住所

電話

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者

氏名

下水道法第 12 条の 9 の規定により、 年 月 日に届け出た事故の結果をふまえ、
事故再発防止のための計画を次の通り届け出ます。

特定事業場の名称				
特定事業場の所在地				
特定事業場担当者	氏名			
	部署			
	電話		FAX	
事故再発防止のための 計画内容				
事故再発防止措置 完了予定日				
備考欄				

必要に応じて図面等を添付すること

事故再発防止措置完了届出書

年 月 日

八王子市長 殿

届出者

住所

電話

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者

氏名

年 月 日に届け出た事故再発防止計画について、措置が完了したので届け出ます。

特定事業場の名称				
特定事業場の所在地				
特定事業場担当者	氏名			
	部署			
	電話		FAX	
事故再発防止のための 措置内容				
事故再発防止措置 完了予定日				
備考欄				

必要に応じて図面等を添付すること

下水道法の特定施設一覧表

水質汚濁防止法に規定する特定施設

p. 16

ダイオキシン類対策特別措置法に

規定する水質基準対象施設

p. 25

水質汚濁防止法に規定する特定施設

番号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

番号	名 称
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設

番号	名 称
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は末精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
22	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるカ性ソーダ又はカ性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設

番号	名 称
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗淨施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗淨施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗淨施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗淨施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗淨施設及び蒸りゆう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗淨施設 ヘ クロロブレンモノマー洗淨施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗淨施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゆう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗淨施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗淨施設

番号	名 称
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸りゆう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設

番号	名 称
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農業製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設

番号	名 称
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗淨施設 ロ 廃ガス洗淨施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗淨施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗淨施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗淨施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗淨施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設

番号	名 称
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64 の 2	水道施設(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 6 項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサン(前号に該当するものを除く)
66 の 3	旅館業(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの(→注 1) イ ちゆう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66 の 4	共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 6	飲食店(次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 2 条第 3 項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場(卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和 46 年政令第 221 号)第 2 条第 2 号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場

番号	名 称
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70 の 2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (→ 注2) イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

(注1) 下水道法上の取扱い

届出及び下水排除の制限等に関しては、特定施設から除かれます。ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。

(注2) 環境省令で定めるもの

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
- 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
- 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。)
- 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 5 保健所
- 6 検疫所
- 7 動物検疫所
- 8 植物防疫所
- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業に属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

番号	名 称
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ[3・2-b:3'2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設

番号	名 称
15	廃棄物焼却炉であって火床面積が(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上、又は、焼却能力(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が一時間当たり50キログラム以上のものから発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

快適な水環境をめざして・・・



八王子市の下水道事業に、ご協力をお願いします。



お問い合わせ先



〒192-0906

八王子市北野町 596 番地 3

八王子市水循環部水再生施設課

電話 042-642-1500 FAX 042-644-2411

平成 31 年度 作成